

2022年10月21日

お客様各位

タイ経由第三国向け 越境貨物に関する税関通知の件 (アップデート)

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

掲題に関する 2017 年 11 月 13 日適用開始のタイ税関通知を下記の通り赤字にて変更の上、再度ご案内申し上げます。

記

適用開始日 : 2017 年 11 月 13 日

規制内容 : タイ経由ラオス、カンボジア、ミャンマー(*1)、ベトナム(*2)向けの越境貨物に対し、以下条件が義務付けられます

- 荷揚港へ直接寄港する本船のみ越境申請可
- 税関への越境申請は荷揚港でのみ可
- ~~バーギー~~陸送で荷揚げされた貨物の越境申請は不可(*3)
- 内陸 ICD へ輸送された貨物の内陸 ICD に於ける越境申請は不可

*1: 当社では Delivery : タイ Free Zone 限定でのお引き受けです

*1: 当社では BL 面上への"Myanmar"記載は不可です

*2: ベトナム向けは上記"以下条件"を満たしたとしてもお引き受けは不可です

*3: 以下、弊社サービスで本船が直接寄港しない THBKK ターミナルにおける越境申請可否です

THBKK (BMT) : 可

THBKK (PAT) : 可

THBKK (TCT) : 可

THBKK (BBT) : 不可 (Registered as ICD)

THBKK (SCT) : 不可 (Registered as ICD)

THLKR (NICD) : 不可 (Registered as ICD)

尚、弊社日本発タイ向け直航サービス (JTV1、JTV2、CTP) は Laem Chabang 寄港・荷揚げとなりますので、お客様手配によるタイ経由第三国向け越境貨物に関しましては、Laem Chabang 向けとして Booking 頂きます様宜しく願いいたします。 ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当までお問合せください。

以上